

税

税の申告書は 期間中に提出しましょう

～郵送での提出にご協力ください～

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。

金

現在、市内に住所があり、令和2年中に所得のあった方です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

▽所得が給与だけで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方

▽所得が公的年金などだけで、令和2年中の収入が155万円以下(昭和31年1月2日以降生まれの方は105万円以下)の方

なお、所得がなかった方でも、所得・課税証明書が必要な場合は申告してください。

■申告相談・受付会場
期間中、市・府民税の申告の相談と受け付けを区役所で行います。

また、2月3～15日(土・日曜日、祝日を除く)は三國ヶ丘庁舎(三國ヶ丘駅前)市税事務所4階に申告会場を開設します。

■郵送申告の方法
市ホームページ、市税事務所、区役所の市税の窓口にある申告書をご返送ください。希望者には郵送も行います。

■国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象に
なっています。今年と来年3月までの前納分や令和元年以前の未納・追納分、昨年中に納めた場合は対象となります。来年3月までの前納分は、各年分の保険料を各年に控除する方法もあります。

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合、次のいずれかの書類の添付が必要です。

▽社会保険料(国民年金保

険料)控除証明書 昨年11月に日本年金機構から送付されている、国民年金保険料額を証明する書類。

ただし、昨年10月1日以降に初めて国民年金保険料を納めた方には、2月上旬に送付されます。

▽保険料の領収証書 納めた保険料額が社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に示された見込み額と異なる場合や、同証明書に示されていないものがある場合に利用できます。

■ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・0003・004)か堺東年金事務所(☎238・5101)

一部の高齢者に
障害者控除
65歳以上で介護保険の要介護2以上の認定を受けている方のうち、寝たきりなどの身体状態、認知症の程度が一定の要件に当てはまる方は、税の申告時に所得控除(障害者控除)を受けられる場合があります。

申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。同認定書の交付などは区役所地域福祉課(☎049区1ページ)へ。

福祉医療費助成を
受ける方は税の申告を
重度障害者・ひとり親家庭の医療費の一部を助成する福祉医療費助成には所得制限があります。

助成を受ける方は所得確

認のため税の申告をしてください。

申告がないと所得が確認できず、医療証の更新ができない場合があります。

■区役所保険年金課(☎049区1ページ)

所得税・消費税の 申告書作成会場

昨年、堺市産業振興センターと泉ヶ丘センターで開設していた所得税・消費税の申告書作成会場は、感染拡大防止のため開設しません。

次の申告書作成会場をご利用ください。

■地方合同庁舎(堺区南瓦町21-29)9階
2月3日～3月15日に開設します。

相談受付の締切時間は16時です。

■堺区税務署(☎238・5551)・市・府民税申告書は市民税課(☎0570・001・731) ☎FAX区1ページ)

■国民健康保険に加入している70歳以上の方か後期高齢者医療制度に加入している方で、住民税非課税世帯か住民税の課税標準額が145万円以上690万円未満の現役並み所得者の世帯に属する方

なお、申請には一定の条件があります。

詳しくは所管の区役所保険年金課(☎049区1ページ)へ。

■国民健康保険は、住民基本台帳上の世帯を基本にし

て加入することになってい

ます。

世帯主が他の健康保険に加入し、世帯員だけが国民健康保険に加入している世帯を「擬制世帯」、その世帯主を「擬制世帯主」といいます。

擬制世帯主も、国民健康保険の世帯主として保険料の納付や各種の届け出の義務を負います。

擬制世帯で保険料を完納しているなど一定の条件に該当する場合、届け出により国民健康保険に加入している世帯員を、国民健康保険上の世帯主に変更することができます。

■区役所保険年金課(☎049区1ページ)

納メ～る

受付会場や申告に必要な物などは、本紙と同時に配布している「市民税・府民税の申告について」をご覧ください。

市・府民税の申告が必要

な方は、令和3年1月1日

から

健康保険

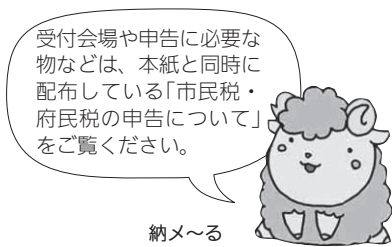
固定資産税・都市計画税 第4期分 納期限は3月1日

固定資産税・都市計画税 第4期分 納期限は3月1日

納期限までに、金融機関か郵便局、コンビニなどで納めてください。ペイジーに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)やモバイル決済(LINE Pay・PayB・楽天銀行コンビニ支払サービス・PayPay)などでも納められます。

口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。

■納税課(☎FAX区1ページ)か税務運営課(収納係 ☎228-3957 FAX228-7618)



納メ～る